

複数の者に対する行政指導個別票

所管局部担当名 (電話番号)	環境局環境管理部環境管理課 (産業廃棄物規制グループ) (06-6630-3284)
行政指導担当名	同上
行政指導の名称	自動車リサイクル法における解体業・破砕業許可の事前協議
関連する 他局の名称	
概要	新たに自動車リサイクル法における解体業・破砕業の許可を申請する場合、「大阪市使用済自動車解体業及び破砕業事前協議要綱」に基づく事前協議が必要です。
根拠となる要綱等	大阪市使用済自動車解体業及び破砕業事前協議要綱 (https://www.city.osaka.lg.jp/kankyo/page/0000199652.html)
行政指導指針	<p>○新たに自動車リサイクル法における解体業及び破砕業の許可を申請しようとする者又は事業範囲を拡大しようとする者のうち、要綱に規定する者が対象です。</p> <p>○計画者は、周辺地域の生活環境保全に配慮するため、事業計画周知のための説明会を開催しなければなりません。</p> <p>対象となる周辺地域</p> <p>(1) 事業所に隣接する土地の係る建屋の占有者 (公共用地、幅員15m以上の公道、鉄道、河川等を挟んで接している者を除く。)</p> <p>(2) 事業所の敷地境界から100mの区域内に居住する者等及びそれらを含む地元を代表する組織</p> <p>(3) その他生活環境保全のため市長が特に必要と認める利害関係者</p> <p>○事前協議に関する手続きにおいて、計画者は、施設の立地及び構造等に関する定められた基準を遵守し、必要書類を添付した計画書を提出しなければなりません。</p> <p>○計画者は、事前協議が終了し市長の承認を受けた後に施設の設置を着工します。</p> <p>○事前協議承認書交付日から1年以内に許可申請等を行わなかった場合は、市長が認める特段の理由がない限り再度事前協議を行わなければなりません。</p>
ホームページ	https://www.city.osaka.lg.jp/kankyo/page/0000022570.html
備考	